

「訪問看護ステーション 花あかり」

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 ISK が開設する訪問看護ステーション 花あかりの職員及び業務管理に関する重要事項に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条
- 1) ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2) ステーションの事業運営にあたって必要な時に必要な訪問看護が提供できるよう努めなければならない。
 - 3) ステーション事業運営にあたって関係区町村・地域包括支援センター、保健所・医療・福祉サービスとの密接な連携を保つ。

(事業運営)

- 第3条
- 1) 事業運営にあたっては主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2) 訪問看護を提供するにあたり看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保健師によってのみ訪問看護を行う。第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条
- 1) 名称：訪問看護ステーション 花あかり
 - 2) 所在地：八代市松江町540番地1

(職員の職種・員数・職務内容)

- 第5条
- 1) 管理者・看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - 2) 看護職員：看護師2名以上 看護業務
(介護予防) 訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師除く)、訪問看護提供を担当する。介護予防訪問看護の提供を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員規則に準じて定めるとする。

- 1) 営業日・通常、月曜日～金曜日までとする。祝日営業。
- 2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3) 休日：なし。但し年末年始12月30日～1月3日まで休日とする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付して指示書により看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2) 利用者に主治医がない場合はステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区町村関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1) 療養上の世話・・・清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助・食事及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- 2) 診療の補助、褥瘡の予防、処置、カテーテル管理、処置
- 3) リハビリ
- 4) 家族支援

(緊急時の対応)

第10条 1) 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。
2) 前項についてしかるべき処置をした場合には速やかに管理者・主治医に報告する。

(利用料等)

第11条 1) ステーションは基本利用料として介護保険・医療保険等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
2) 交通費は徴収しない。
3) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。また、法定代理受領分以外は、介護報酬の告示上の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は八代市・氷川町・宇城市・芦北町とする。

(相談・苦情対応)

- 第 13 条 1) ステーションは利用者から相談、苦情等に対する窓口を設置し指定居宅サービス等に関する要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2) ステーションは前項の苦情内容について記録しその完結から 5 年間保存する。

(事故処理)

- 第 14 条 1) ステーションは、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には速やかに町・県・介護支援専門員・家族に報告し必要な措置を生じる。
- 2) 事故の状況及び処置に際しそれを記録し 5 年間保管する。
- 3) 賠償すべき事案については損害賠償を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第 15 条 1) ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2) ステーションは指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営事項について)

- 第 16 条 1) ステーションは社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るために定期的に研修の機会・参加を行う。
- 2) 職員は正当な理由がある場合を除き業務上知りえた秘密・情報を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3) 看護記録はサービス終了後、5 年間保管する。
- 4) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 ISK とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

1. この規定は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。
2. 第 15 条（虐待防止に関する事項）を追加し、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。